

第1回宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会

資料

宇治市文化スポーツ課

宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会 委員名簿

(任期：令和3年7月19日～令和5年7月18日)

ふりがな 氏名	職名等
かどわき ようこ 門脇 洋子	宇治文化少年団 副団長
しげの ひろき 滋野 浩毅	京都産業大学 現代社会学部 教授
しばた そうけい 柴田 宗啓	宇治市茶道連盟 会長
やの ともじろう 矢野 友次郎	宇治市芸術文化協会 会長
やまじ こうぞう 山路 興造	元京都市歴史資料館 館長
やまもと じゅんこ 山本 淳子	京都先端科学大学 人文学部 教授
よしみず としあき 吉水 利明	宇治市文化財愛護協会 理事長

オブザーバー

たかはし かずお 高橋 和男	京都府文化スポーツ部文化政策室 室長
-------------------	--------------------

宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会設置要項

(目的)

第1条「宇治市文化芸術振興条例」第9条第1項に定める「宇治市文化芸術振興基本計画（以下「計画」という。）」の策定にあたり、専門的な見地から検討を行うため、文化芸術振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項について、協議するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 文化芸術関係団体の構成員
- (3) 文化芸術活動をしている市民
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 前項の委員長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業地域振興部文化スポーツ課において処理する。

(補足)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要項は、令和3年6月3日から施行する。
- 2 この要項の施行後の最初の委員会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第1 目的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、本市の諸活動を市民に説明する本市の責務を果たすとともに、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

第2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

第3 審議会等の公開基準

審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)に関し、審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

第4 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開は、第3の審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第5 開催会議の事前公表

審議会等は、会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、宇治市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限り

ではない。

第6 公開の方法

- (1) 会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等は会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

第7 会議資料の提供

審議会等は、会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

第8 会議録等の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するよう努めるものとする。
- (3) (1)、(2) に定めるもののほか、審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

第9 運用状況の公表

市長は、毎年、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

宇治市文化芸術振興基本計画の策定について

1 策定の趣旨

【国】

平成29年 「文化芸術振興基本法」を改正し、「文化芸術基本法」を制定

平成30年 「文化芸術推進基本計画」を策定

文化芸術の振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の文化芸術に関連する分野との連携による発展及び創造についても盛り込まれています。

【京都府】

平成30年 「京都府文化力による京都活性化推進条例」を改正し、「京都府文化力による未来づくり条例」を制定

平成31年 「京都府文化力による未来づくり基本計画」を策定

文化庁の京都移転や「文化芸術基本法」の改正を踏まえ、文化力による京都の未来づくりを総合的に推進するために策定されました。

【宇治市】

令和元年 「宇治市文化芸術振興条例」を制定

市では市民文化の創造・発展のため様々な事業（※）に取り組んできましたが、今後、人口減少や少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の影響などの社会情勢の中、条例の基本理念に沿い、市の文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇治市文化芸術振興基本計画を策定します。

※宇治市の主な文化事業（文化スポーツ課所管分）

・源氏ろまん事業

秋に開催する源氏物語関連イベント（紫式部文学賞・市民文化賞の贈呈式、宇治十帖スタンプラリー、源氏物語セミナー、宇治田楽まつり）の総称。

・宇治市少年少女合唱団

小学2年生から中学3年生で構成されている公立の合唱団。定期演奏会の開催や、各種演奏会への出演などの活動を行っている。

・市民交流ロビーコンサート

発表及び鑑賞の機会の充実のため、市役所1階ロビーで開催。

・宇治市民文化芸術祭

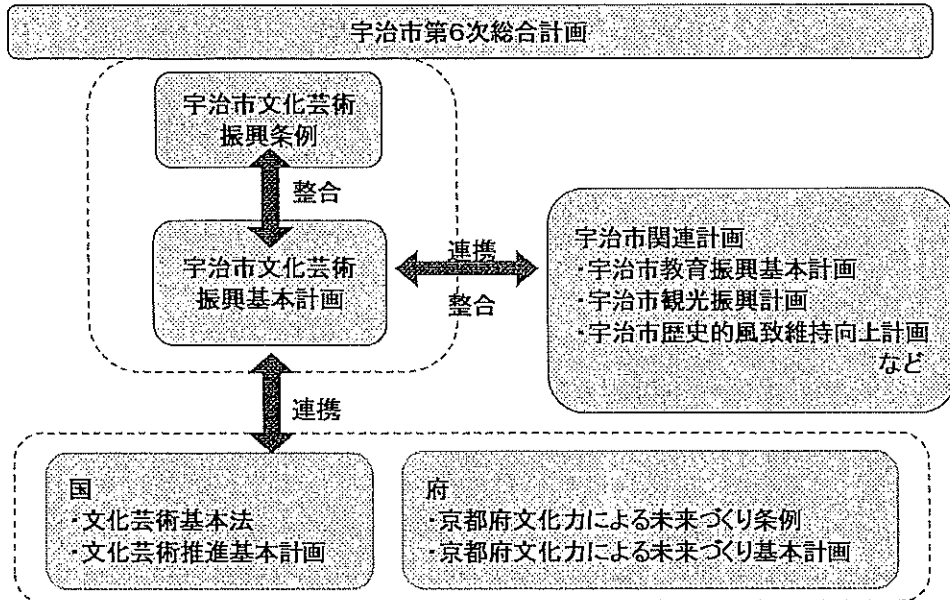
市民の文化芸術活動の発表の場として、宇治市芸術文化協会等と共催で実施。

・文化センターの管理運営

2 計画の位置づけ

本計画は「文化芸術基本法」第7条の2に規定する「地方文化芸術推進基本計画」と位置付けます。

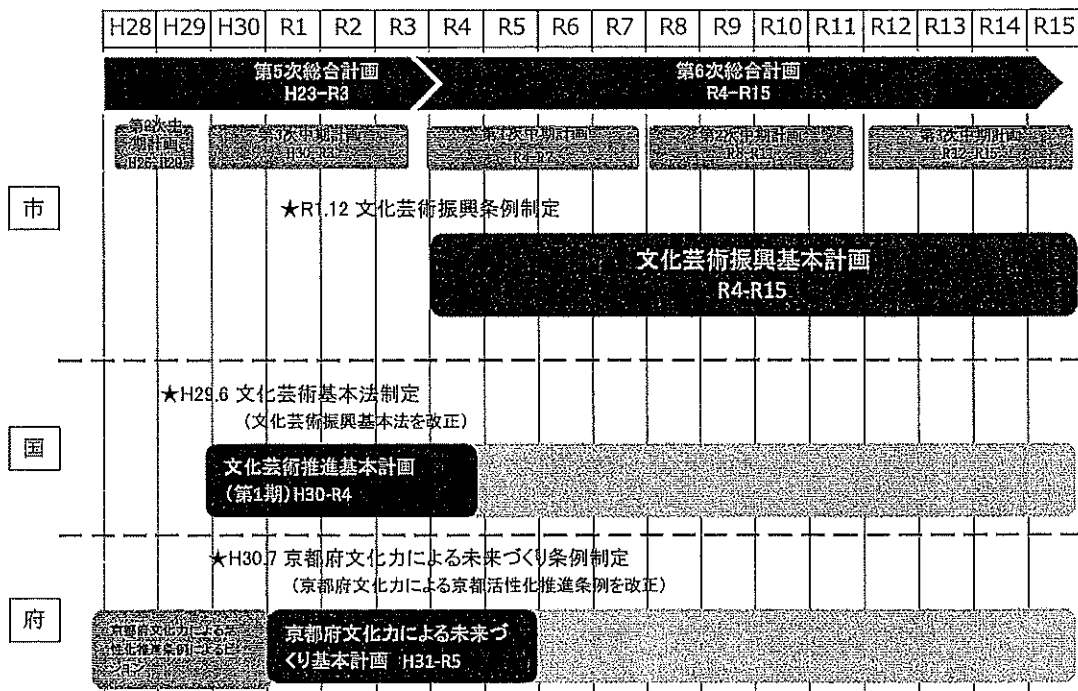
また、「宇治市総合計画」を上位計画とし、「宇治市文化芸術振興条例」の理念を軸に、「宇治市教育振興基本計画」や「宇治市観光振興計画」等の関連計画との連携や整合性を踏まえ、策定します。



3 計画の期間

令和4年度から15年度までの12年間とし、必要に応じて見直しを行います。

<市文化芸術振興基本計画と関連計画の関係>



4 計画策定の体制

条例第9条のとおり、市民、文化芸術団体、事業者から広く意見を聞き、策定します。

(1) 宇治市文化芸術振興基本計画策定委員会

学識経験者、文化芸術活動団体の構成員、文化芸術活動をされている市民の方からなる委員会において、専門的な見地から計画について協議します。

また、必要に応じて委員以外の方の出席を求め、意見を聴くこととします。

(2) 市民意見

① アンケート調査

ア) 対象者

- ・市民アンケート

18歳以上の無作為抽出の市民2,000人

- ・文化芸術活動者アンケート

宇治市芸術文化協会会員、宇治市音楽連盟会員、公民館やコミセン等での活動者

イ) 項目

文化芸術の鑑賞、活動の実態、目的、市の文化芸術事業の周知度、取組みの方向性 など

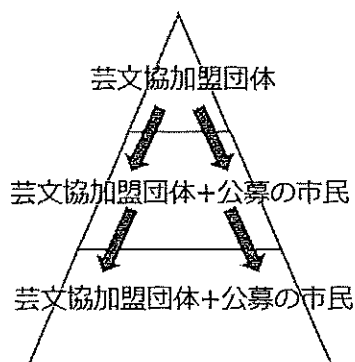
ウ) 調査方法

郵送及びインターネット回答

エ) 調査票【市民アンケート】 (案) 資料11ページ～20ページ

② ワークショップ

宇治市芸術文化協会会員や市民の方から参加者を募り、毎回テーマを定めたグループワークを実施し、意見を聴きます。



全3回の実施を予定

1回目：6月

「活動の課題、目指すもの」

2回目：8月

「計画骨子、施策について」

3回目：10月

「計画の初案について」

③ その他

紫式部文学賞イベント実行委員会等での意見交換や、京都文教短期大学「宇治学」の講義でのワークショップ、市内の文化系クラブに所属する高校生等とのワークショップなど、他分野の幅広い年代の方から意見を聴く機会を設けます。

(3) 庁内連絡会議

計画の策定や文化芸術施策に関する情報交換、連携及び推進を図るため、文化芸術振興に関係する課で組織した庁内連絡会議を設置し、計画について協議します。

5 今後のスケジュール

令和3年 6月 第1回ワークショップの実施

7月 【第1回委員会】 委員委嘱
計画の策定について
計画の骨子（案）について
アンケートについて

8月 アンケート調査の実施
第2回ワークショップの実施

9月 アンケート調査の集計、報告書の作成

10月 【第2回委員会】 アンケートの結果・分析の報告
計画の素案について
第3回ワークショップの実施

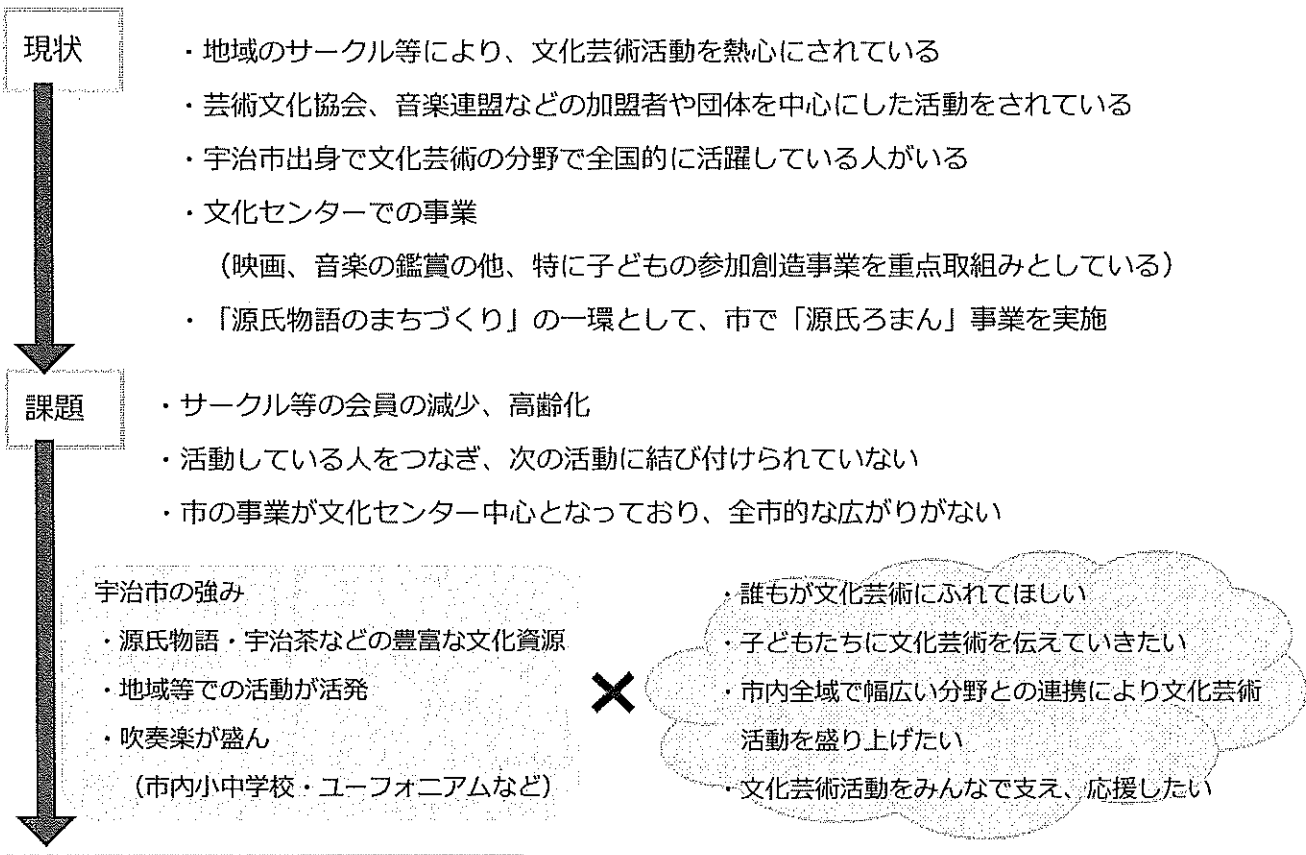
11月 【第3回委員会】 計画の初案について

12月 パブリックコメント実施（～令和4年1月）

令和4年 2月 【第4回委員会】 計画の最終案について

文化芸術振興基本計画の骨子（案）について

～現状、課題、取り組む方向性～



めざす姿（条例の基本理念から）

- ①文化活動を行う者の自主性・創造性の尊重 …… 認め合う、高める
- ②文化芸術を鑑賞・参加・創造する機会を増やす …… 感じる、育む
- ③さまざまな協働により、文化芸術活動が促進する …… つながる、ひろがる

取り組みの柱・方向性

取り組み柱	取り組みの方向	施策例 (文化係事業)	新しい施策例
1 機会の充実	・あらゆる年代を通じて、だれもが文化芸術活動に参加する機会の提供 ・くらしの中での文化芸術にふれる機会の充実	少年少女合唱団 ロビーコンサート	参加体験事業の充実 (親子向け事業など)
2 交流の促進	・市民、文化芸術活動団体、事業者との連携促進		文化団体交流・支援 (マッチング支援など)
3 活動の促進	・観光・産業・福祉・教育等の結びつきによる文化芸術活動の促進 ・文化芸術活動を行う環境の整備	市民文化芸術祭 文化センター整備	発表の場の提供 (福祉施設への訪問など)
4 担い手育成	・文化芸術に携わる人材の育成、次世代への文化芸術の継承 ・新たな文化芸術活動の創造を支援	芸術文化協会への支援、後援事業	若手芸術家発掘 伝統文化(宇治学) 子ども体験講座
5 情報の収集・発信	・源氏物語をはじめとした文化資源を活かしたまちづくりによる魅力発信 ・多様な情報媒体を利用した文化芸術に関する情報の収集・発信	源氏ろまん 動画配信	文化芸術アーカイブ

宇治市文化芸術振興基本計画策定のための アンケート調査

-調査へのご協力をお願い-

市民の皆様には、日頃より、市政にご理解とご協力を賜り、心よりお礼を申し上げます。

宇治市では、現在、「宇治市文化芸術振興基本計画」の策定を進めているところです。

計画の期間は、2022（令和4）年度～2033（令和15）年度の12年間です。

宇治市文化芸術振興基本計画の策定にあたり、市民や市内で文化芸術活動をされている皆様から文化芸術等に対するご意見を伺い、計画を共に作り上げていきたいと考えており、この度、アンケート調査を実施させていただくことになりました。

今回の調査は、市内在住の18歳以上の方から無作為に選んだ2,000人にお送りしており、収集させていただいたデータは、宇治市文化芸術振興基本計画の策定をはじめ、今後の文化施策の検討等のために活用させていただきます。

ご多忙のところ大変恐れ入りますが、なにとぞご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和3年8月

宇治市長 松村 淳子

【アンケートご記入にあたってのお願い】

- 結果については、統計的に集計し、個人の考えが公表されることはありません。
- この調査は、令和3年7月1日を基準日として、記入してください。
- 宛名のご本人様にご回答いただくようお願いいたします。ただし、ご本人様による記入が難しい場合は、できる限りご本人様の意思を反映してご家族の方などが代わってご回答願います。
- 回答が「その他」の場合または意見の記入を求める場合は、カッコ内・欄内になるべく具体的にご記入ください。
- ご記入いただきましたアンケートは、**月 日 () まで**に、同封しております返信用封筒（切手を貼る必要はありません。）にて返送してください。

- 本調査はインターネットでも回答いただくことが可能です。

➤ ウェブブラウザのURL欄に、下記URLを入力してください。

URL:

➤ スマートフォンで回答される場合は、右記のQRコードを読み取り、アクセスしてください。

QRコード

あなたご自身のことについてお聞かせください

【問1】あなたのご年齢（○は1つ）

1. 20歳未満 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代 5. 50歳代
6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳代以上

【問2】あなたのお住まいの地域（○は1つ）

1. 六地藏 2. 木幡 3. 平尾台 4. 五ヶ庄 5. 菟道 6. 羽戸山
7. 志津川 8. 炭山 9. 二尾 10. 池尾 11. 東笠取 12. 西笠取
13. 明星町 14. 宇治 15. 琵琶台 16. 折居台 17. 天神台 18. 白川
19. 神明 20. 羽拍子町 21. 南陵町 22. 槇島町 23. 小倉町 24. 伊勢田町
25. 安田町 26. 開町 27. 広野町 28. 寺山台 29. 大久保町

【問3】あなたの家族構成（○は1つ）

1. 単身 2. 夫婦のみ 3. 親子 4. 親・子・孫 5. その他

【問4】あなたのお仕事（○は1つ）

1. 会社員・公務員 2. 自営業 3. パートタイマー・アルバイト
4. 学生 5. 家業専業（主婦・主夫） 6. 無職 7. その他（ ）

【問9】問8（前の設問）で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。（「12. 活動しなかった」を選択した方は、問10へお進みください）

この3年間に、活動のために利用した場所をお選びください（〇はいくつでも）

- | | |
|----------------|----------|
| 1. 市内公共施設 | 2. 市外施設（ |
| 3. 市内民間施設・商業施設 | 4. その他（ |

文化芸術の活動について

【問10】は問8（前々の設問）で「1」～「11」を選択した方にお聞きします。（「12. 活動しなかった」を選択した方は、問11へお進みください）

【問10】あなたが文化芸術を鑑賞・活動する目的はなんですか。（〇はいくつでも）

- | |
|---------------------|
| 1. 好きだから・楽しいから |
| 2. 日常生活に潤いを与えてくれるから |
| 3. 生きがいのため |
| 4. 健康のため |
| 5. 友人・仲間づくりのため |
| 6. 上手になりたいから |
| 7. 発表や展示会などのため |
| 8. その他（ |

高校生以下の文化芸術の鑑賞・活動について

【問11】～【問16】は高校生以下のお子さんと同居されている方が対象です。それ以外の方は、【問17】へお進みください。

【問11】あなたは、あなたと同居するお子さんの暮らしを豊かにするうえで、文化芸術は必要だと思いますか。

- | | | |
|-----------|----------|------------------|
| 1. 必要だと思う | 2. 必要でない | 3. どちらでもない・わからない |
|-----------|----------|------------------|

【問12】あなたと同居されているお子さんは、文化芸術に興味がありますか。

- | | |
|----------|----------|
| 1. 興味がある | 2. 興味はない |
|----------|----------|

市の主催・共催事業等	認知度		参加度		
	知っている	知らない	参加したことがある	見た・読んだことがある	見た・読んだ・参加したことがない
4 宇治田楽まつり	1	2	1	2	3
5 源氏物語セミナー	1	2	1	2	3
6 少年少女合唱団	1	2	1	2	3
7 市民文化芸術祭	1	2	1	2	3
8 宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル (YouTube 動画配信)	1	2	1	2	3
9 市民交流ロビーコンサート	1	2	1	2	3
10 宇治市ちはや茶んねる	1	2	1	2	3
11 市営茶室対鳳庵	1	2	1	2	3
12 宇治川の鶺鴒	1	2	1	2	3
13 京都・宇治灯り絵巻	1	2	1	2	3

<内容紹介>

紫式部文学賞	市民文化の向上を目的として、前年発行されたプロの女性作家の作品を対象にした賞。
紫式部市民文化賞	新作または前年度に発行された市民(市内在住・在勤・在学)の作品を対象にした賞。4月～5月に作品の募集を行っている。
宇治十帖スタンプラリー	毎年、文化の日(11月3日)前後で開催している。宇治川周辺にある「源氏物語」のゆかりの地をめぐるスタンプラリー。
宇治田楽まつり	毎年10月第3土曜日に府立宇治公園にて開催されている。
源氏物語セミナー	10月に源氏物語ミュージアムで開催されている『源氏物語』に関する講座。
少年少女合唱団	市内在住の小学2年生から中学3年生で構成されている公立の合唱団。定期演奏会をはじめ、各種発表会への出演等の活動を行っている。
市民文化芸術祭	宇治市芸術文化協会等と共催で、舞台や展示の発表を10月に文化センターで開催。
動画配信事業(宇治市文化芸術活動おうえんチャンネル)	市内で活動している団体・個人の文化芸術作品や活動の様子を専用のYouTubeチャンネルにて配信を行い、文化芸術活動を紹介。
市民交流ロビーコンサート	発表及び鑑賞の機会の充実のため、市役所1階ロビーで昼休みにコンサートを開催。
宇治市ちはや茶んねる	市政や市の魅力などを動画で配信している市公式YouTubeチャンネル。
市営茶室対鳳庵	宇治茶の振興と茶道の普及を目的に建てられた本格的な茶室で宇治茶をふるまう。
鶺鴒	宇治の夏の風物詩として、毎年7月～9月に喜撰橋付近の宇治川で実施。
京都・宇治灯り絵巻	「京都・花灯路」と連携し、塔の島を中心とした中宇治地域の観光ルートに行灯を設置し、まちのにぎわいを創出している。

【問18】あなたは、**市内**で行われる**文化芸術の催しや活動**などに関する情報を何から得ていますか。(〇はいくつでも) ※市が主催する催しや活動以外のものを含む

- | | | |
|----------------------------|---------------------|-------------|
| 1. 市政だより | 2. 市公式ホームページ | 3. 市公式 LINE |
| 4. チラシ・ポスター掲示 | 5. 機関紙（芸文協だより等） | |
| 6. 新聞・地域情報誌 | 7. テレビ・ラジオ | 8. ホームページ |
| 9. SNS（Facebook、Twitter 等） | 10. 家族・知人・友人等からの口コミ | |
| 11. その他（ | | ） |

【問19】あなたは、文化芸術に親しむ市民が増えるために、どのような**取り組み**が必要だと思いますか。(〇は**3つ**まで)

- | | |
|----------------------------|---|
| 1. 気軽に親しめる・楽しめる場の充実 | |
| 2. イベント等の体験や触れる機会の充実 | |
| 3. 活動や発表する場の充実 | |
| 4. 団体の活性化 | |
| 5. 鑑賞・活動する場所・機会に関する情報発信の充実 | |
| 6. 学習する機会の充実 | |
| 7. 地域芸能や祭りなどの継承・保存 | |
| 8. その他（ | ） |
| 9. 特になし | |

文化芸術に関する行動等の変化について

【問20】新型コロナウイルス感染症の影響を受け、施設の利用制限やイベントの中止などが全国各地で生じました。**新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前と受けた後**で、あなたが**文化芸術に親しむ（鑑賞や活動等）**頻度は変化しましたか。(〇は1つ)

- | | | |
|---------|------------|---------|
| 1. 減少した | 2. 変化していない | 3. 増加した |
|---------|------------|---------|

【問 2 1】宇治市では新型コロナウイルス感染症の影響で活動自粛などを余儀なくされた文化芸術団体のために、YouTube での動画配信を使って、インターネットを通じて文化芸術の鑑賞や活動が出来るよう支援しています。インターネットを通じた文化芸術の鑑賞や活動について、どのように考えているか教えてください。(〇は1つ)

1. 以前から必要なツールだと考えている
2. アフターコロナも含め、今後は必要なツールであると考えている
3. 新型コロナウイルス感染症の影響がある期間のみ必要だと思う
4. その他(具体的: _____)

ご意見・ご要望について

【問 2 2】宇治市の文化芸術に関する取り組みについて、ご意見やご要望がありましたらご記入ください。また、「宇治らしさ」や「宇治市の文化芸術で大切なこと」、「伝えていきたい・残していきたい宇治の文化芸術」等についてもご意見があればご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

本調査票は、 月 日()までに同封の返信用封筒に入れて切手を貼らずにご投函ください。

<本調査に対するお問い合わせ先>

宇治市役所 産業地域振興部 文化スポーツ課

電話：0774-20-8724

F A X：0774-21-0408

E-mail：bunkasportska@city.uji.kyoto.jp